

おはようございます。委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、総会にご出席いただき誠にありがとうございます。資料の訂正がございました。議案書の表紙をめくっていただき、目次をご覧ください。一番下の報告第1号の右側のページ数です。21から42となっておりますが、42ページではなく62ページの誤りですので、お詫びして訂正させていただきます。また、本日の総会終了後に役員会を予定してございますのでスムーズな審議にご協力くださいますようお願いいたします。本日、欠席の届け出が、2番、佐藤洋悦委員、8番、伊藤悟委員、15番、佐藤敏光委員から出ております。

それでは定刻となりましたので、ただいまから第15回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午前10時 開会)

はじめに会長からご挨拶を頂戴いたします。

(会長挨拶)

ありがとうございました。会議に先立ち出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は20名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

次に、前回7月10日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。お手元に配付しております第15回総会までの業務報告書をご覧ください。

7月10日に第14回農業委員会総会を、委員21名、推進委員5名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。

7月18日に令和6年度農業者年金加入推進特別研修会が秋田市ホテルメトロポリタン秋田において開催され、委員2名が出席しております。

7月29日に令和6年度市町村農業委員会地区別研修会が横手市民会館において開催され、委員12名、推進委員26名の出席をいただいております。

その他の業務につきましては、配付いたしました資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと存じます。以上で、主な業務報告といたします。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

本日の会議を開会します。はじめに議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、１０番、小笠原喜悦委員、１１番、長澤信徳委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

令和6年8月7日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

事務局の説明を求めます。

1 ページ、1 番をご覧ください。農地の所在は、四ツ屋〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積が〇〇〇平方メートルです。贈与による所有権移転です。譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、92歳。譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇

参与

参与

参与

参与

事務局長

議長

議長

議長

議長

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年8月7日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議 長 事務局の説明を求めます。

[illegible]

申請理由につきまして、譲受人は不動産業を営んでおり、当該申請地に住宅が欲しいとの要望が多数あったことから、宅地を造成し分譲する目的でこの農地を買い受けるものです。売買価格は総額〇〇〇〇〇〇円、1平方メートル当たりには割り返しますと〇〇〇〇〇〇〇円になります。許可基準における立地基準につきまして、申請地は都市計画法による用途地域であることから第3種農地に分類されるため、許可要件を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、現地につきましては、令和6年8月1日、地区担当の佐藤洋悦委員から現地を確認していただきました。佐藤委員は本日所用のため総会を欠席しておられますが、当案件については問題ないものとしてご意見をいただいております。

参　与

続きまして、２番をご覧ください。位置図及び平面図については、資料の３ページと４ページ
をご覧ください。農地の所在は、大仙市協和小種〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積〇〇〇平
方メートルです。売買による転用です。譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇
〇さんです。譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さんです。

申請理由につきましては、譲受人は現在使用している農作業小屋は、水害等の影響を受けやすいことに加え手狭になってきたこともあり、自宅に隣接する当該農地を購入し新たに農業用倉庫の建設を計画したものです。売買価格は総額〇〇円で、１平方メートル当たりには割り返しますと〇〇〇円になります。許可基準における立地基準につきましては、申請農地は、１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に区分されます。第１種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第３３条第４号により、この農作業倉庫は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから許可要件を満たしているものと判断しました。また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議 長	事務局からの説明が終わりました。これより現地調査されました委員から補足説明をお願いいたします。案件1番については、ただいま事務局から説明がありましたので省略いたします。案件2番についてお願いいたします。
-----	--

鈴木正雄委員	1番、鈴木です。資料3ページの位置図をご覧ください。見て分かりますとおり、申請地は、雄物川との合流地点より数百メートル上流に位置したところにあります。
--------	---

事務局の説明にもありましたが、申請者は平成29年の水害時にトラクターやコンバイン等の農機具を水没させてしまい、農機具が使用できなくなっていました。そのことを教訓に、今回高い位置に農業用倉庫を建てる計画をしたものであります。そのことを考慮の上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

事務局長	現地調査大変ありがとうございました。それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
議 長	質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)
議 長	無いようですので、これより採決いたします。 本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	次に、議案第3号の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。
事務局長	議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂に伴い、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める 令和6年8月7日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦
議 長	議案第3号、案件7番、○番は○○○委員の関係議案ですが、委員が本日欠席しておりますので個別の審議は省略させていただきます。
議 長	議案第3号、案件9番を議題とします。本案件は、○番、○○○委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により○○委員の退席を求めます。 (○○委員 退席)
議 長	事務局の説明を求めます。
参 与	12ページ9番についてご説明いたします。利用権を設定する農地は、大巻○○○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○平方メートル、1筆です。農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、45歳です。公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。秋田県農業公社からこの農地を借り受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、43歳です。設定期間は5年で、使用貸借となっております。 申請理由といたしまして、当該農地は強化法利用権設定により以前から○○○さんが耕作しておりましたが、契約期間満了にともない農地中間管理機構をとおした契約に切り替えるものです。耕作条件があまり良くないことから、使用貸借となっております。この案件は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。 よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)
議 長	無いようですので、これより採決いたします。

	本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。○番、○○委員の入場を求めます。 (○○委員 入場)
議 長	次に、議案第3号、案件1番から8番、10番から17番までを議題とします。 事務局の説明を求めます。
参 与	8ページ2番と3番について、関連がありますので、一括でご説明させていただきます。農地の所在は、協和船岡○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル、外、田3筆、計4筆、合計面積は○○○○○○○○平方メートルです。売買による所有権移転です。2番、3番とも譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○さんの相続財産清算人、○○○○、○○○○さん、49歳です。譲受人ですが2番は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○さん、73歳です。3番は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、65歳です。申請理由といたしまして、○○○○○○○さんの死亡後、相続人不在のため、相続財産清算人が当該農地の購入者を探していたところ、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○で農業を営んでいる各譲受人が購入する意思を示したため売買契約を締結するものです。当該農地の売買について所管する秋田家庭裁判所の審判により、2番が総額○○○円、3番が総額○○円で売買価格が決定しております。
参 与	14ページの11番についてご説明します。利用権を設定する農地は、花館○○○○○ ○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル、外、田2筆、計3筆、合計面積 ○○○○○平方メートルです。農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。利用 権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、91歳です。公益社 団法人秋田県農業公社が借り受けます。秋田県農業公社から先ほどの農地を借り受ける方 は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○○さんです。 期間は他の契約の終期に合わせて6年5か月間、使用貸借の契約です。 申請理由として、当該農地は現在○○さんが自ら耕作しておりますが、高齢により農業 を続けることが難しくなってきたため、既に大きい田を任せている○○に相談したところ 話がまとまり、農地を貸し付けることになったものです。なお、使用貸借となっております が、当該農地は変形地のため耕作不便であるためです。
参 与	続きまして、12番についてご説明いたします。利用権を設定する農地は、神宮寺○○○ ○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル、1筆です。農地中間管理機構を活用し た新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さ ん、65歳です。公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。秋田県農業公社から先ほど の農地を借り受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、62歳です。設定 期間は10年間、使用貸借です。 申請理由といたしまして、この農地は以前別の耕作者と利用権設定しておりましたが、契約 期間満了に伴い返還されたため○○さんは新たな耕作者を探しておりましたが、なかなか見つ からず、今回、合作地の耕作者である○○さんが借受にに応じてくれたものです。なお、契約時 期が遅くなり今年は作付けできないことから使用貸借となっておりますが、来年以降は賃貸借 料の変更を行い、作付け予定となっております。
事務局長	その他の案件についてご説明させていただきます。 議案第3号につきましては、ただいま説明いたしました4件の外に、所有権移転1件、賃貸 借権設定の新規8件、更新3件がございます。今回、田の所有権移転につきましては、説明案

次に、賃貸借権設定における田の賃借料の金額ではありますが、説明案件を除き、10アール当たり〇〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇〇〇円と幅がございます。これについては、ほ場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。

議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)
-----	--

議長 全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

事務局長	議案第4号、農用地利用集積等促進計画案の承認について 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条、及び第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める
------	---

議 長	事務局の説明を求めます。
-----	--------------

参　与

続きまして、２番から３番について、関連がありますので一括でご説明いたします。仙北地域の中間管理事業の借受人の変更案件になります。農地の所在は、和合〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル、外田３筆、計４筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。農地の所有者は、２番が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、７６歳。３番が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、６８歳です。利用権の設定を受ける方は、何れも〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さんです。

理由といたしましては、前の借受人は〇〇〇〇〇さん個人でしたが、令和６年４月に新法人を設立し法人の構成員となることから、中間管理事業を活用した契約の借受人を新法人に変更するものです。なお、借受期間、借受金額については、前の契約を引き継いだものになります。次の２０ページには、関連する法人について掲載しておりますので、ご覧ください。

8

議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)
議 長	無いようですので、これより採決いたします。 本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
議 長	次に、報告第１号の農地法第６条第１項の規定(農地所有適格法人)による報告についてを議題とします。
事務局長	報告第１号、農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について 下記の者から、農地法第６条第１項の規定により書類提出があったので、これを報告する 令和６年８月７日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦
議 長	事務局より報告願います。
参 与	議案書の２１ページから２２ページをご覧ください。記載の１１の法人からの報告がありました。個別に説明するべきところですが、総会時間の短縮のため省略させていただきます。どうぞご了承願います。個別の報告書につきましては、２３ページから６２ページに掲載のとおりとなります。報告書の内容を確認したところ、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。 法人報告については以上になります。
議 長	以上報告といたします。
議 長	これで本日の日程は全て終了いたしました。その他、事務局から何かございませんか。
事務局	その他 (１) 役員会について
議 長	委員の方々から何かありませんか。 無いようですので、以上をもちまして、第１５回大仙市農業委員会総会を閉会いたします。 本日は、ご苦労様でした。 (午前１０時４０分 閉会)